

## ゲノム医療協議会の開催について

〔令和元年10月11日  
健康・医療戦略推進会議決定〕

1. ゲノム医療の推進のための取組を関係府省・関係機関が連携して進めるため、「ゲノム医療協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。
2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。
3. 協議会の庶務は、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室及び厚生労働省において処理する。
4. 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

1. 協議会の開催に伴い、「ゲノム医療実現推進協議会の開催について」(平成 27 年 1 月 21 日健康・医療戦略推進会議決定)は廃止する。

## ゲノム医療協議会 構成員

- 議長 内閣官房 健康・医療戦略室長
- 文部科学省 研究振興局長
- 厚生労働省 大臣官房審議官(危機管理、科学技術・イノベーション、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当)
- 厚生労働省 医政局長
- 厚生労働省 健康局長
- 経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官
- 春日 雅人 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト プログラムディレクター
- 菅野 純夫 東京医科歯科大学 難治疾患研究所 非常勤講師
- 日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同ゲノム科学分科会 委員長
- 高木 利久 富山国際大学 学長
- 門田 守人 一般社団法人 日本医学会連合 会長
- 米村 滋人 東京大学大学院法学政治学研究科 教授